

介護保険制度で定められた以外の在宅福祉サービス

市では、介護保険以外にも高齢者等の生活を支援するため、在宅福祉サービスを実施しています。

サービスの利用方法など詳しいことは市役所本庁・最寄りの各支所・行政サービスセンターの担当窓口（裏表紙参照）または地域包括支援センター・在宅介護支援センター（29ページ参照）にお問い合わせください。



サービス名	内 容	対象者・回数・条件等	利用料等																							
外出支援サービス	一般の交通機関の利用が困難な方がリフト付きタクシー等を利用された場合に、乗車料の一部を助成します。 (福祉タクシー助成事業との併用はできません。)	・要介護4または5の認定を受けた寝たきりまたは車いす等でないと移動が困難な方 ・身体障害者手帳1・2級(下肢・体幹不自由)の交付を受けた方 ・年間24回	乗車料に応じた助成率で乗車料の一部を助成します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用金額</th> <th colspan="2">助成率</th> </tr> <tr> <th>課税世帯</th> <th>非課税世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,000円以下</td> <td>35%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>6,001円～8,000円</td> <td>50%</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>8,001円～10,000円</td> <td>60%</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>10,001円～14,000円</td> <td>65%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>14,001円以上</td> <td>70%</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>助成限度額</td> <td>11,300円</td> <td>12,100円</td> </tr> </tbody> </table> ※「課税世帯」…利用者が属する世帯、利用者介護している人が属する世帯が市民税課税の世帯。 ※「非課税世帯」…利用者が属する世帯、利用者介護している人が属する世帯が市民税非課税の世帯。	利用金額	助成率		課税世帯	非課税世帯	6,000円以下	35%	40%	6,001円～8,000円	50%	55%	8,001円～10,000円	60%	65%	10,001円～14,000円	65%	70%	14,001円以上	70%	75%	助成限度額	11,300円	12,100円
利用金額	助成率																									
	課税世帯	非課税世帯																								
6,000円以下	35%	40%																								
6,001円～8,000円	50%	55%																								
8,001円～10,000円	60%	65%																								
10,001円～14,000円	65%	70%																								
14,001円以上	70%	75%																								
助成限度額	11,300円	12,100円																								
寝具洗濯サービス	掛け布団・敷き布団・毛布の洗濯・乾燥・消毒を行います。	・65歳以上の要介護の認定を受けたひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯であって、寝具類の衛生管理が困難な方 ・年間2回実施します。	無 料																							
配 食 サービス	高齢者等の食生活に配慮した食事を宅配するとともに安否確認を行います。	・65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯または身体障がい者の方で自立支援の観点からサービスの必要があると認められる方 ・週2回(地域によって曜日・時間帯などが異なります。)	1食あたり400円																							
介護用品支給	高齢者等を介護している家族の方に介護用品の支給を行います。	・要介護4または5の認定を受けた在宅の高齢者等を介護している家族の方(ただし、要介護者が特別養護老人ホーム等に入所している場合は対象となりません。)	助成限度額 市民税非課税世帯 1月あたり6,000円 市民税課税世帯 1月あたり3,000円																							

サービス名	内 容	対象者・回数・条件等	利用料等
介護手当支給	寝たきりや認知症の高齢者等を在宅で介護している家族の方に介護手当の支給を行います。	・65歳以上で寝たきりまたは認知症の状態が6か月以上続いている方 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けた寝たきりの方 ・療育手帳Aの交付を受けた方 (ただし、要介護者が特別障害者手当等の受給者または施設等に入所している場合は対象となりません。)	1月あたり5,000円 (9月・3月に支給します。)
徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊のみられる高齢者等を介護している家族の方に位置が確認できる発信機等を貸与します。	徘徊のみられる高齢者等を介護している家族の方	1月あたり700円 (生活保護世帯については、無料になります。)
高齢者・障害者向け住宅整備	高齢者等や障がい者の身体状況に適するように住宅の改造等をする場合に費用の一部の補助を行います。 (介護保険又は障害者の住宅改修制度と合わせて利用することができます。)	・おおむね65歳以上で要支援・要介護の認定を受けている方 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方 ・療育手帳Aの交付を受けている方 (ただし、世帯全員の前年の収入合計が600万円以上の場合は対象となりません。)	補助対象限度額 高齢者 30万円 障がい者 50万円 (障害者の制度を利用する場合は30万円となります。) 補助率 所得税課税世帯 50% 所得税非課税世帯 75% 生活保護世帯 100%
緊急通報サービス	緊急通報装置をレンタルし、緊急ボタンを押すことにより、緊急通報することができます。	・身体上・環境上の理由から日常生活に不安を持つ65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯またはひとり暮らし重度身体障がい者の方	1月あたり200円 (生活保護世帯については、無料になります。)
高齢者の障害者控除対象者認定	所得税・住民税の障害者控除を受けるための障害者控除対象者認定書を交付します。	65歳以上の高齢者で、精神又は身体の状態が障害者に準ずると認められる方 【対象の目安】 ・介護保険の要支援・要介護認定者 ・上記認定者と同等と認められる方(※)	無料 (※)介護保険未認定者で希望される方は、所定の診断書が必要となります。
高齢者生活支援事業	日常生活の中で援助が必要な高齢者に簡易な日常生活の援助を行います。 ※佐渡シルバー人材センターへお問い合わせください。佐渡シルバー人材センター TEL24-1212(代表)	在宅で生活する65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯で、援助が必要な方	シルバー人材センター利用料が半額になります。 (材料費は全額自己負担となります。)